

苓北町立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月

苓北町教育委員会

## 目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	1
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	4

## 1. 計画の趣旨・現状

### (1) 計画の趣旨

本計画は、改正された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」第8条に基づき、苓北町立学校の教育職員の業務量を適切に管理し、健康及び福祉の確保を図るために策定するものです。苓北町教育大綱が掲げる「すべての子供たちが未来を幸せに生きていくために必要な力を育む」という目標を実現するためには、教育職員が心身ともに健康な状態で、学びの専門職としての専門性を最大限に発揮できる環境を整えることが不可欠となります。本計画の推進により、教育職員のウェルビーイング（心身の健康と幸福）の向上を図り、もって「全ての子供たちへのよりよい教育の実現」を目指します。

### (2) 苓北町の現状

苓北町内の学校における教育職員の勤務状況（令和6年度超過勤務時間調査）では、1箇月時間外在校等時間が45時間を超える職員が依然として存在しています。月別では、小学校は10月が最も多く全体の約34%、中学校は5月の超過勤務者が最も多く、全体の約59%という状況でした。超過勤務の理由として、小学校・中学校ともに教材研究や校務分掌、部活動等の負担が長時間勤務の主な要因となっているようです。また、不登校児童生徒への対応や、複式学級の増加に伴う学校規模の小規模化など、学校が抱える課題の複雑化・困難化に伴い、教育職員の心理的負荷も増大しています。

## 2. 目標

業務量管理・健康確保措置の実施により、以下の数値目標の達成を目指します。

なお、教育職員の勤務時間管理の徹底を行い、現状の「見える化」を図り、働き方改革を進めるための仕組み作りに努めます。

また、教育職員の働き方改革を推進するためには、保護者や地域の理解、連携・協力がとても重要になります。円滑な推進のため、積極的な周知・広報も併せて行います。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

児童生徒数の減少により学校規模の小規模化が進行していますが、教育職員のマンパワー不足など各学校の抱える課題は少しずつ違いがあります。町教育委員会は、各学校の課題の縮減、解消のため個別に伴走支援を行い、教育職員が子どもたちに全力で向き合える改革を推進します。

なお、苓北町の現状として先述したとおり、特に中学校においては、部活動指導が教育職員の時間外在校等時間の増減に大きく影響しています。熊本県においても進展する少子化、ニーズの多様化、教育職員の働き方改革の推進から、地域で育む新時代の部活動として、中学校部活動の地域移行（展開）を目指しています。今後は、休日の部活動から段階的に地域移行（展開）を目指し、その上で次の項目を目標とします。

#### ①月45時間以内の徹底

1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教育職員の割合を100%にすることを目指す。

#### ②平均30時間の実現

令和11年度（2029年度）までに、教育職員一人当たりの1箇月平均時間外在校等時間を30時間程度に削減することを目指す。

#### ③年360時間以内

年間時間外在校等時間を360時間以下にすることを目指す。

### （2）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

#### ① 夏季休暇中の学校閉庁日の設定

夏季休業中の学校閉庁日を8月中に連続5日以上となるように設定し、長期休暇を取得しやすい環境を整備する。

#### ② 年次有給休暇の取得促進

一人当たりの年次有給休暇平均取得日数を15日以上とする。

#### ③ ハッピーシェアウィークスの取得促進

男性教育職員について、子どもが生まれてから8週（取得困難な場合は16週）以内の育児に関する休暇・休業の取得日数を14日以上とする。

#### ④ 健康リスクの低減

全教育職員にストレスチェックを実施し、必要に応じて医師や保健師による保健指導やカウンセリングを行う。また健康リスク値を全国平均（100）以下に維持し、高ストレス者の割合を減少させる。

### 3. 計画の期間

令和8年度（2026年度）から令和11年度（2029年度）までの4年間とします。なお、令和11年度の国目標達成を見据え、PDCAサイクルによる見直しを随時行っていくこととします。

#### 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

教育職員が「教師でなければできない業務」に専念できるよう、「学校と教師の業務の3分類」に基づき、以下の措置を重点的に実施します。

##### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

###### ① 学校以外が担うべき業務（負担軽減・廃止）

- ・ 登下校の見守り：段階的に保護者や地域住民、交通指導員等による体制へ移行し、教育職員の日常的な見守り活動を縮減・廃止する。
- ・ 学校徴収金の管理：義務教育学校開校に併せ、全学校において学校諸費等の収納をキャッシュレス化する。その上で公会計化を推進し、教育職員が徴収・管理業務を担わない体制を構築する。
- ・ 学校では対応困難な要求等への対応：教育委員会に相談窓口を設置し、学校との連携体制を速やかに整備する。また、スクールロイヤー等の専門家を積極的に活用し、行政が責任を持って対応する。

###### ② 教師以外が積極的に参画すべき業務（事務職員・外部人材の活用）

- ・ 調査・統計回答：事務職員が中心となって対応し、デジタル技術（校務DX）の活用により負担を軽減する。
- ・ 施設管理・清掃：学校施設管理について、引き続きシルバー人材センターを活用し、支障木・危険木の伐採は外部委託する。また、年に数回は保護者や地域住民の理解と支援を得て清掃活動を実施するなど合理化を図る。
- ・ 部活動：休日の部活動の地域移行（展開）を段階的に推進する。

###### ③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務（支援スタッフとの協働）

- ・ 授業準備・成績処理：教員業務支援員を継続して配置し、印刷や採点補助等の事務を分担する。
- ・ 生徒指導：スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等の専門家との連携を深化させ、組織的な対応体制を構築する。

##### (2) 学校の業務内容の精査・改善

- ・ 電話対応の時間を原則として平日の勤務時間とする。なお、保護者や地域住民に対し、時間外の電話は緊急な場合を除き控えていただくよう周知・広報を行う。
- ・ 町教育委員会主催の会議や研修会等については、目的や必要性を精査しながら、開催方法や廃止も含めた回数の見直しを行う。
- ・ 提出物や校簿（実践記録簿等）の電子化を促進する。また、鑑文についても不要とし、紙媒体が必要な場合は、町教育委員会で印刷するなど学校の負担を軽減する。
- ・ 教育職員の勤務時間等の把握のため勤怠管理ソフトを導入し、教育職員の負担の軽減を図る。

減を図る。また、業務量縮減のため学校での生成 AI の利用についてその方向性や活用を検証する。

### **(3) 教育職員の健康確保に関する取組**

- ・ 勤務間インターバルの確保： 終業から翌日の始業まで、11時間を目安とした休息時間を確保するよう努める。
- ・ 医師による面接指導： 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた職員に対し、速やかに医師による面接指導を実施する。
- ・ ストレスチェック： 全校で実施し、集団分析結果を職場環境の改善に活用する。

## **5. 関連する取組、今後のフォローアップについて**

### **(1) 義務教育学校の開校に向けた基盤整備**

令和12年度の義務教育学校開校を見据え、小中連携による指導体制の効率化や、教育職員の負担感軽減に向けた定数改善・人的配置の最適化を図る。

### **(2) PDCA サイクルの構築と公表**

毎年度、本計画の実施状況を把握し、その結果を総合教育会議に報告するとともに、苓北町ホームページ等で公表する。

### **(3) 学校評価との連動**

各学校が実施する学校評価において、働き方改革に関する項目（時間外在校等時間の縮減状況等）を位置づけ、本計画に適合した改善措置を講じる。